

大分大学大学院福祉健康科学研究科附属権利擁護教育研究センター細則

令和2年4月1日制定

令和2年福祉健康科学研究科設置準備室細則第3号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学大学院福祉健康科学研究科規程（令和2年福祉健康科学研究科設置準備室規程第1号）第5条第3項の規定により、大分県をはじめとする国内を中心とした子ども及び若者の権利擁護に関する教育研究等を通し、我が国の重要課題である地域共生社会の実現に寄与することを目的として設置する、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属権利擁護教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 子ども及び若者の権利擁護に関する調査・研究
- (2) 総合的及び多角的な支援の実践
- (3) 専門職及び地域住民に対する研修・啓発活動
- (4) 高度な専門性を持った人材の養成
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 センターは、次の各号に掲げる職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センター次長
- (3) 大学院福祉健康科学研究科（以下「研究科」という。）担当の教員のうち、研究科長が指名する者
- (4) その他研究科長が必要と認める者

(センター長)

第4条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、研究科の教授のうちから、研究科委員会の議を経て、研究科長が指名する。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員が生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター次長)

第5条 センター次長は、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるときはその職務を代行する。

- 2 センター次長は、本学の教員のうちから、センター長が指名する。
- 3 センター次長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員が生じた場合の補欠のセンター次長の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、福祉健康科学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。